

江東区高齢者食事サービス事業委託 プロポーザル実施要領

1. 事業の趣旨・目的

江東区では、食事サービスを高齢者に確実に提供し、高齢者の安否が確認できない際には適切な対応を取り、見守りに努める事業者を募集する。

単身世帯や高齢者世帯など的高齢者に食事を提供することから、配食に関する専門性だけでなく、安否確認に関する専門性も必要としており、きめ細やかで質の高いサービスが提供できる事業者を選定するため、下記のとおり公募型プロポーザルを実施する。

記

2. 業務名

江東区高齢者食事サービス事業委託

3. 業務内容

別紙1「江東区高齢者食事サービス事業委託仕様書」のとおり

4. 契約期間

令和6年4月1日～令和7年3月31日

※ただし、履行状況が良好かつ仕様に変更が無い場合は、2ヵ年度に限り、契約を更新することができる。

5. 参加資格

次の各号に掲げる要件を全て満たすこととする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをした者であつては再生計画の認可がなされていない者、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てをした者にあつては更生計画の認可がなされていない者でないこと。
- (3) 法人税・法人事業税・消費税又は地方消費税の滞納をしている者でないこと。
- (4) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又はその構成員の統制下にある法人ではないこと。

- (5) 江東区競争入札参加有資格者指名停止措置要綱（27江総経第3281号）による指名停止を受けていないこと。
- (6) 信用失墜行為、手形の不渡り等、提案に参加することが不相当と認められる事由にあたらぬこと。
- (7) 東京都内に本店または支店・営業所が所在していること。

6. 委託料

1食 315円（内税）

※利用者負担額は、配食1食の定価から区委託料の315円を引いた額以下とします。

【参考】令和5年度委託業者の利用者負担額 200～500円

7. 選定スケジュール

(1) 実施要領の公表期間

令和6年1月4日（木）～ 令和6年1月31日（水）

(2) メール質問受付締切

令和6年1月24日（水）

(3) メール質問回答期限

令和6年1月26日（金）

(4) 書類提出・募集締切

令和6年1月31日（水）午後5時厳守

(5) 検食

令和6年2月上旬～中旬

※書類受理後、検食の詳細・日時は後日メールにて提示予定のため、参加表明書（様式1）に必ず担当者のメールアドレスを記載すること

(6) 最終選定結果連絡

令和6年2月下旬

8. 申請手続

(1) 実施要領の公表

ア 公募期間：令和6年1月4日（木）～ 令和6年1月31日（水）

イ 公募方法：区ホームページにて公表

(2) 質疑・回答

ア 質問受付期間：公募開始～令和6年1月24日（水）

イ 質問方法：質問書（様式4）に記載の上、電子メールにより下記担当所管まで提出すること。

※電話による質問不可

※メールの件名は『江東区高齢者食事サービス事業
委託・質問書』とすること

ウ 回答日時：令和6年1月26日（金）

エ 回答方法：質問への回答は区ホームページに掲示し、個別の
回答は行わない。

(3) 応募書類の提出

ア 提出期限：令和6年1月31日（水）

※提出期限後に到着した書類は無効とする。

イ 提出方法：持参（平日の午前9時～午後5時）又は郵送

※窓口持参のみ午後5時厳守

※持込み先は、下記担当部署まで

※郵送の場合、上記日付までに必着のこと

9. 提出書類

(1) 参加表明書（様式1） ※代表者印押印

(2) 企画書（様式2-1～6）

※真に必要な場合を除き、個人情報やこれらを類推できるような事
項を記載しないこと

(3) 1週間分の献立（様式3）

(4) その他必要書類

- ・法人登記事項証明書または登記簿謄本
- ・定款またはこれに代わるもの
- ・直近3年分の法人税、消費税及び地方消費税の納税証明書（写し）
- ・直近3年分の確定申告書（写し）
- ・事業者の食事サービス内容等がわかるパンフレット（任意）
- ・当事業で食事の献立作成を行う管理栄養士または栄養士の
免許（写し）
- ・当事業で食事の調理を行う専門調理師または調理師の免許（写し）
- ・食品衛生法に定める営業許可証（写し）
- ・個人情報管理（安全管理含む）マニュアル
- ・緊急時対応マニュアル
- ・見積書 ※代表者印押印

(5) 提出部数 正本1部

副本7部（正本の写し）

10. 評価方法

(1) 評価基準

選定評価基準（別紙2）のとおり

(2) 評価方法

ア 書類審査と検食により評価する。

※書類受理後、検食の詳細・日時は後日メールにて提示予定

イ 事業者からの提出書類及び検食について、各選定委員が評価基準により項目ごとに5段階評価による採点を実施。各選定委員の採点結果を合計し、総合点を算出。

評価基準（総合点が満点の6割以上）を満たした事業者のうち、総合点上位8者を選定業者として決定する。

(3) その他

次に掲げる事項に該当する者は、失格とする。

ア 提出した書類に虚偽の内容を記載した場合

イ 本実施要領に示した企画書等の作成及び提出に関する条件に違反した場合

ウ 評価の公平性に影響を与える行為があった場合

エ 評価に関わる委員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めた場合

オ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行った場合

11. 選定結果の通知・公表

候補者選定後、参加者全員に選定又は非選定の結果を通知する。また、契約締結後速やかに、下記項目において区ホームページにおいて公表するとともに、担当課において閲覧に供するものとする。

【公表事項】

(1) 候補者の名称、総合点及び選定理由

(2) (1) 以外の参加者の名称及び総合点

※(1) 以外の参加者の名称は、ABC表記とし、総合点は点数順で表記する。

※参加者が2者の場合、次点者の得点は公表しない。

12. 契約手続

(1) 契約交渉の相手方に選定された者と江東区との間で、委託内容、経費等について再度調整を行った上で委託契約を締結する。

(2) 選定された候補者が、特別な事情等により契約を締結しない場合は、

その理由を記載した辞退届（任意様式）を提出すること。なお、この場合、次順位者を候補者とする。

1 3. 留意事項

- (1) 参加表明書を提出した後、本プロポーザルへの参加を辞退する場合は、参加辞退届（様式5）を速やかに提出すること。
- (2) 企画書については、1者につき1提案に限る。委託業務の性質上、共同提案は認めない。
- (3) すべての提出書類は提出した後の差替、訂正、再提出は不可。ただし、江東区から指示があった場合は除く。江東区に提出された申請書等の提出物は返却しない。
- (4) 参加表明書を提出した後、江東区が必要と認めた場合は、追加書類の提出を求めることがある。
- (5) 郵送事故や電子メール等の通信事故には、本区はいかなる責任も負わない。
- (6) 提出された書類は、江東区情報公開条例に基づく開示請求があった場合には対象公文書として原則開示する。（ただし、区が同条例に規定する非開示情報に該当すると判断したものを除く）
- (7) 本募集に基づく手続きに係る一切の経費は、事業者の負担とする。
- (8) 提出書類等に虚偽の記載又は重大な誤りがあることが判明した場合には、事業者を選定した後であっても、その決定を取り消す場合がある。
- (9) 書類等の作成に用いる言語、通貨及び単位は、日本語、日本円、日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）に定める単位とする。
- (10) 本業務の実施及び予算額については、令和6年第1回区議会定例会における令和6年度当初予算が可決された場合において有効とするため、中止または変更となる可能性がある。

1 4. 担当

江東区福祉部介護保険課在宅支援係（区役所 3階 4番窓口）古川・小野寺
電 話：03-3647-4319（直通）

メール：2302020@city.koto.lg.jp

郵送先：〒135-8383 江東区東陽 4-11-28